

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令(案)に係る意見と対応の考え方

	意見の概要	件数	対応の考え方
1	<p>次の3項目については、環境大臣は指定しようとする区域並びに植物及び動物について、当該区域を管轄する地方公共団体と十分協議すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること(法第20条第3項第3号) ・環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(法第20条第3項第12号)。 ・環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)(法第20条第3項第14号)。 	1	<p>法第20条第3項第3号、同項第12号及び同項第14号に基づき環境大臣が指定する区域、動植物の指定にあたっては、運用上、関係する地方公共団体の意見を聴取することとします。</p>
2	<p>許可又は届出を要しない行為として以下の行為を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いの目的のために柵等で仕切られた一定の範囲において家畜等の動物を放つこと。 ・適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合であつて、狩猟のために猛禽類を放つこと。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域における家畜の放牧は法第20条第8項に基づき届出が必要な行為とされており許可又は届出を要しない行為として規定しないこととしました。 ・現時点において猛禽類を法第20条第3項第14号に基づく動物として指定する予定はないため、許可又は届出を要しない行為として規定しないこととしました。
3	<p>中間処理施設の設置に係る工作物についても基準を明確化する。併せて関係通知の整理も行う。</p>	1	<p>従来より通知において考え方を整理しています。</p>
4	<p>現行の自然公園法施行規則第11条第13項第2号及び第12条に以下の許可基準及び許可等を要しない行為を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存の工作物に新たに工作物を直接取り付ける場合であつて、その設置高さが既存工作物の高さを超えず、既存工作物の外部の色彩および形態と著しく不調和でないこと。」 ・建築物に付属する主に家庭で使用される規模のテレビアンテナを新築し、改築し、又は増築すること。 ・社寺境内地、墓地、宅地等において利用者、居住者等の用に供するための浄化槽、送水管、ガス管、電線等を埋設すること。 ・その他特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、「受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。」を許可又は届出を要しない行為として規定しました。 ・御意見を踏まえ、「宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。」を許可又は届出を要しない行為として規定しました。 ・その他の行為については、いずれも風致上の支障は個別に判断することが必要な行為であると考えており、通常の管理行為、軽易な行為等であつて許可又は届出を要しない行為として規定しないこととしました。